

No.126
2019
1/7



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



立川運転区において賃金未払いが発生!!

またもや同じ過ちか!?

立川運転区においてまたもや賃金未払いが発生しました。これは1月7日に定例訓練を受講した社員に対して、超勤手当が支払われなかったもので、受講した社員からの申告で明らかになったということです。

発生原因は超勤入力する担当者に管理者が超勤入力の依頼をしていなかったためだと言われていますが、

一昨年前にも発生した超勤手当未払い問題も「担当者間の連携不足」が原因で発生しました。その時に組合が指摘した事は“関係社員だけに責任を負わせることなく、支社組織としてなぜ発生してしまったのか原因究明を行ない、再発防止を行なう事”でした。しかし、会社は対策としてダブルチェックを行なうと主張する事のみを終始しました。

この問題について緊急の安全衛生委員会開催を要請するも応じない不誠実な会社の姿があります。

その場しのぎの責任追及はやめよ!
大きな事故になる前に具体的対策を講じるべきだ!!

No.111
2017
11/28
FAXニュース
はちおうじ
JR東労組
八王子地本

36違反発覚!!

Stand up!
2017年11月27日 第25号

JR東労組
八王子地本立川支部
立川運転区分会
発行責任者: 岡部廣
編集責任者: 組織部

36協定 違反発覚!!

会社の掲示にもありますが、6月に行われた「運転適性検査」を受検した社員に対して「超勤勤務手当が未払いであった事」および「公休日労働を3日行った事」が発覚しました。なお、公休日労働については36協定で月2日を限度としています。(分会として休日出勤は公休・特休を合わせて月2日を限度としています!)これは明らかに36協定を逸脱したものであり、看過できない事象です。今後、分会は会社への説明を求めていくと共に、当該組合員をはじめ関係組合員への責任転嫁を許さず、事象の原因を究明していくための活動を進めていきます。

分会は秋のたたかひにおいて「マイプロや委員会活動を休日出勤ではやらない」等の方針を掲げました。一人ひとりの実践が大切です。「自分さえ良ければ」「自分だけでも」といった考えは他の仲間だけではなく、本来業務を阻害し自分自身に対しても悪影響を及ぼします。事の本質は経営側にあります。そして、超勤実態調査を踏まえて適正な要員配置を求め「安全・健康・ゆとり・働きがある職場」を全組合員で作り上げていきましょう!!

原因究明を通して問題の本質をたたしていこう!

10月25日に36協定が締結したのをまるで待っていたかのようなタイミングで、立川運転区における36違反が発覚しました。事象は6月に行なわれた運転適性検査を受検した社員に対して“超勤勤務手当が未払い”“公休日労働を3日行った”ことにあります。今回の問題は担った社員個人の問題や管理する管理者個人の問題程度に切り縮められてはなりません。会社として責任を持って徹底した原因究明と再発防止に向けた具体的対策を求めていきましょう!



「のど元過ぎれば…」
になっていませんか?